

## 7 職員のサービスの状況

サービス規律の確保に関する取組み

### (1) 職員の職務に係る倫理の保持について

① 贈与等の報告の状況は次のとおりでした。

(令和3年度)

区分	提出件数	内容				
		金銭	有価証券	有価証券 以外の物品	飲食の提供	その他
市長部局	0					
病院局	0					
消防局	0					
教育委員会	0					
各行政委員会	0					
合計	0					

※ 「贈与等の報告」とは、千葉市職員倫理条例第7条第1項の規定に基づき、職員が事業者等から1件につき5,000円を超える贈与等を受けた場合に報告するものです。

② 職員のサービス規律の確保を図るため、依命通達を次のとおり発出しました。

時 期	内 容
令和3年 4月 1日	綱紀の保持について
令和3年12月 1日	綱紀の保持について

③ 新規採用職員をはじめ中堅職員、新任係長（主査）・課長補佐・課長を対象に、公務員倫理研修を職位ごとに幅広く実施しました。さらに、新年度の依命通達発出時には、コンプライアンスに関するチェックシートを配布し、全職員を対象に自己点検を実施しました。

### (2) 公正な職務の執行の確保について

公益通報（内部通報）の状況は次のとおりでした。

(令和3年度)

通報先	通報件数		
		うち受理件数	うち不受理件数
総務局総務部人事課 コンプライアンス推進室	1	1	0
弁護士（外部通報先）	4	3	1

※ 「公益通報（内部通報）」とは、職員等が不正の目的でなく、本市において法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、人事課コンプライアンス推進室又は弁護士へ通報することをいいます。